

介護老人福祉施設重要事項説明書

<令和3年4月1日現在>

I. 説明内容

1. 事業の目的

社会福祉法人岩手和敬会が開設する特別養護老人ホーム山岸和敬荘（以下「事業者」という。）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する項目を定め、事業者の従業者（以下「介護老人福祉施設介護職員等」という。）が、要介護状態にある方に対し、適正な指定介護老人福祉施設の介護等を提供することを目的とする。

2. 運営の方針

事業者の介護老人福祉施設介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

代表電話 019-662-3281（土日祝日を除く平日の午前9時～午後5時まで）

相談窓口 相談部：池野麻美子、福土さおり、吉田やえ子
（ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。）

4. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）山岸和敬荘の概要

（1）提供できるサービスの種類

施設名称	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）山岸和敬荘
所在地	岩手県盛岡市下米内二丁目4番13号
介護保険指定番号	介護老人福祉施設（0370100349号）

（2）施設設備の概要

定員	60名	静養室	1室2床	
居室	4人部屋	9室	医務室	1室
	2人部屋	4室	食堂	2カ所
	個室	16室	機能訓練室	1カ所
浴室	一般浴槽と機械浴槽があります。		談話室	1カ所
相談室	1室			

（3）職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	施設長	1人		運営管理	1人
医師	医師		1人	健康管理	1人
相談員	社会福祉主事	2人		相談・苦情・行政手続き等	2人
介護支援専門員	介護支援専門員	1人		施設サービス計画作成	1人

介護職員	介護福祉士	12人	2	介護	26人
	介護士	10人	2人		
看護師兼機能訓練 指導員	看護師	3人		健康管理及び機能訓練指導等	5人
	准看護師	2人			
看護師	看護師		2人	健康管理	2人
管理栄養士	管理栄養士	1人		栄養ケア計画作成	1人
栄養士	栄養士	1人		献立作成・発注	1人
調理員		5人	1人	食事調理	6人
事務員		3人		経理・労務	3人
洗濯 清掃員			4人	洗濯業務	4人
派遣 宿直			3人	宿直業務	3人

5. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

利用者様の解決すべき課題を把握し、ご意向を踏まえた上で計画を作成します。

② 栄養マネジメント

栄養ケア計画に沿って年齢や心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行い、栄養管理を行います。

③ 食事

朝食7:30頃、昼食12:00頃、夕食17:00以降を基本といたします。各階の食堂にてお召し上がり下さい。経管栄養の方については、この通りとは限りません。行事等により提供場所や時間が変わる場合がございます。身体状態や災害時等の状況により、食事内容や提供時間を変更させていただく場合がございます。利用者様のご希望があれば、食事場所を選択できます。また、ご希望に応じてセレクト食も行っておりますので、ご希望される場合はお問い合わせください。

④ 入浴

週に2回ご入浴いただけます。車椅子型の間接浴やストレッチャー型の特別浴などの機械浴がございます。ただし、健康状態や体調に応じ、入浴形態を変更させていただいたり清拭とさせていただきます。

⑤ 介護

施設介護サービス計画に沿って着替え、排泄、食事等や体位変換、シーツ交換、施設内の移動等、利用者様がご自身で行うことの出来ない部分について支援を行います。

⑥ 機能訓練

日常生活動作の中での機能訓練(体操等)やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を主体に行います。

⑦ 生活相談

常勤の相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談出来ます。

⑧ 健康管理

年に1回健康診断を実施し、その結果、あるいは病状に応じて随時諸検査を行っています。また、月に1回程度、診察室にて医師の診察や健康相談を受けることが出来ます。看護師への相談は随時受付けております。

⑨ 重度化及び看取りの対応

常勤の看護師を配置し、看護に係る責任者として定めています。看護師とは24時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理等を行うことができます。また、「看取り」に関する指針を定め、「看取り」の職員研修を行い、「看取り」のための個室を確保しております。「看取り」の実施に当たっては、『人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン』に沿った取り組みを行います。

⑩ 療養食の提供

医師の指示により、糖尿病食、腎臓病食等、疾患に基づく食事及び、特別な場合の検査食を提供します。別途療養食加算をご負担いただきます。

⑪ 特別食の提供

利用者様の嗜好による食品や、食材を希望する場合は前日までにお申込み下さい。料金は別途かかります。

⑫ 理美容サービス

月に1回程度、理美容サービスを実施しています。料金は別途かかります。但し、感染症流行等や災害時等の状況により、サービス内容が変更になる場合がございます。

⑬ 行政手続代行

行政手続きの代行を行います。手続きに係る経費が発生した場合はご負担していただきます。

⑭ 日常費用支払代行

預貯金通帳をお預かりし日常生活に係る諸費用の支払い代行をできる範囲で行います。在籍期間中（入院時含む）、別途通帳管理費をご負担いただきます。

⑮ 所持品保管

居室スペースに置くことが出来ない所持品を保管室にてお預かりします。ただし、預けることが出来る所持品の種類や体積には制限があります。

⑯ レクリエーション

年間行事計画及び趣味活動計画に基づいて行事等を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

6. 利用料金

(1) 『重要事項説明書別紙 利用料金参考表』に定める通りです。

(2) 基本料金の減免措置

低所得者等への減免措置については、制度の範囲内において実施します。

(3) 支払方法

- ・毎月、15日頃までに前月分の請求をいたします。お支払い頂きますと、領収書を発行します。
- ・お支払方法は、原則預かり通帳からの自動引き落としとさせていただきます。
- ・お預かり通帳へのご入金、事務室窓口でもお取り扱いしています。時間は午前8時30分から午後5時までで、土日祝日もお預かりします。

7. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

入所申込みに関しては、電話またはご来荘にて受け付けし、相談・見学等に対応しております。申し込みを受理した後、必要に応じて電話調査や訪問調査を実施します。入所の候補者になりますと入所判定会にかけさせていただきます、居室の空ができましたら確定いたします。入所が決まりましたら契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) 退所手続き

①利用者様のご都合で退所（サービス利用契約の終了）する場合。退所を希望する日の30日前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が他の介護保険施設に入所した場合。
- ・利用者様がお亡くなりになった場合。
- ・利用者様が要介護認定の更新で非該当（自立）、要支援1または2、要介護1または2と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。但し、要介護1または2の場合、やむを得ない事由による特例的な入所が認められる場合があります。

③その他

- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅滞し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者様またはご家族様等が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、本契約を継続し難いほどの背信・迷惑行為（殴る・蹴る・物を投げる・怒鳴る・威圧的な態度・無視・過度な要求・性的迷惑行為などといった身体的・精神的暴力やあらゆるハラスメント行為）を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者様が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知の上、契約を終了させていただきます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出ください。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

8. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・利用者本位（自己決定の尊重）
- ・規則を最小限にする（自由最大化状況）
- ・十分な説明と同意
- ・サービスの自己評価
- ・施設オンブズマンの導入

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	有	同性介護を希望される方は申し出て下さい
従業員への研修の実施	有	毎月1回施設内研修、外部研修は随時
サービスマニュアルの作成	有	事業単位毎に整備
身体的拘束	無	やむなき場合は、三要件（切迫性、非代替性、一時性）を満たしていることを確認し、慎重に検討を行います
看取り介護	有	ご意向を確認しながら進めていきます
その他		

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会
時間：午前7時30分～午後8時
(利用者様の体調がすぐれない時や、感染症流行時期は面会をご遠慮いただく場合がございます。事前にご確認下さい。)

- ・外出、外泊 可能。事前にお申し出下さい。（但し、当日に利用者様の体調がすぐれない時や感染症流行時期はご遠慮いただく場合がございます。事前にご確認下さい。）
- ・飲酒、喫煙 可能（但し、医師の制限のない方に限ります。また、喫煙場所には制限がございます。）
- ・金銭、貴重品の管理 金庫にお預かりします。（小銭については、居室のセーフティボックスでも可）
- ・所持品の持ち込み ご自由にどうぞ。（但し、同室の方の迷惑にならない範囲でお願いします。）
- ・施設外での受診 中津川病院と協力病院の契約を結んでおります。（協力医療機関への受診が基本となります。）
- ・宗教信仰 自由（但し、他者の行動権利を侵害しない範囲でお願いします。）

(4) 第三者評価

- ・実施の有無 有り
- ・実施日 平成24年1月12日 実施
- ・評価機関 特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会
- ・評価結果の開示情報 有り（岩手県ホームページ）

9. 緊急時の対応方法

- ・利用者様に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

(1) 協力医療機関（嘱託医を含む）

一般財団法人岩手済生医会 中津川病院（内科・リハビリテーション科）
 住所 岩手県盛岡市下米内二丁目4番12号
 電話 019-662-3252

(2) 協力歯科医療機関

みやのデンタルオフィス
 住所 岩手県盛岡市中屋敷町7番17号
 電話 019-643-5773

10. 事故発生時の対応

- ・利用者様に対するサービス提供にあって事故が発生した場合には、速やかに事業者はご家族様等に連絡すると共に対処します。また、事故状況とその際にとった処置について記録をとり、保険者へ報告します。
- ・サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、利用者様に対してその損害を賠償します。
- ・事故発生防止のための指針を整備し、事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底します。また、事故発生防止のための委員会活動や定期的な研修を実施し、これらを実施するための担当者を設置しております。

11. 身体拘束廃止及び高齢者虐待防止推進

- ・事業者は、サービス提供にあたり、原則として身体拘束は行いません。但し、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、三要件（切迫性、非代替性、一時性）を満たしていることを確認し、慎重に検討を行います。
- ・事業者は、身体拘束廃止適正化指針および高齢者虐待防止推進内容を含む利用者の権利擁護規程を定める他、利用者の権利擁護を組織的に推進するための委員会活動や定期的な研修を実施し、これらを実施するための担当者を設置しております。

12. 感染症対策

感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定める他、感染対策を組織的に運営するための委員会活動や定期的な研修及び発生時の訓練(シミュレーション)を実施し、適切なサービスを提供します。

13. 非常災害対策

- ・防災時の対応 施設内の避難経路図を必ず確認して下さい
- ・防災設備 スプリンクラー、屋内消火栓、非常放送、消防署ホットライン

- ・防災訓練 年2回以上（地域住民等の自主防衛組織と連携を図り行っております）
- ・防火責任者 施設長（防災委員会、職員自衛消防隊、地域協力員）

1 4. 秘密保持について

- ・事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様といたします。
- ・予め文書で同意を得ない限り、個人情報了他機関へ提供いたしません。

1 5. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設ご利用者相談・苦情受付窓口

受付窓口：相談部 電話：019-662-3281（代表電話）
 受付時間：月～金曜日（土日祝・盆正月を除く平日）の午前9時～午後5時
 苦情解決責任者（施設長 奥山 満秋）
 苦情対応委員会（役職会議）
 施設オンブズマン(第三者委員)
 利用者自治会代表、町内会長、ご家族代表、ボランティア代表等

②その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- 1) 盛岡市役所介護保険課 電話 019-651-4111（保険者が盛岡市の方）
- 2) 岩手県国民健康保険団体連合会 電話 019-604-6700
- 3) 岩手県福祉サービス運営適正化委員会 電話 019-637-8871

1 6. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人岩手和敬会	
代表者役職・氏名	理事長 三田光男	
法人所在地・電話番号	岩手県盛岡市浅岸三丁目23番50号	
定款の目的に定めた事業	1. 社会福祉事業 2. 公益事業 3. その他これに付随する業務	
施設・拠点等	介護老人福祉施設	3カ所
	短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）	3カ所
	通所介護（介護予防通所介護）	2カ所
	居宅介護支援	2カ所
	配食サービス	2カ所
	地域包括支援センター	2カ所
	障がい者（児）短期入所	1カ所
	日中一時支援事業	1カ所

緊急連絡先①

氏名		続柄	
住所	〒		
自宅電話		携帯電話	
勤務先		勤務先 電話番号	

緊急連絡先②

氏名		続柄	
住所	〒		
自宅電話		携帯電話	
勤務先		勤務先 電話番号	

緊急連絡先③

氏名		続柄	
住所	〒		
自宅電話		携帯電話	
勤務先		勤務先 電話番号	

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 名称	岩手県盛岡市下米内二丁目4番13号 山岸和敬荘 施設長	奥山 満秋	印
説明者	所属 氏名	相談部 池野 麻美子	印

私は、本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要な事項の説明を受けた上で、サービス提供を受けることに同意し、入所を申込みます。

利用者	住所		
	氏名		印
身元引受人	住所		
	氏名		印
	(続柄)